



いつかに備えて 知っておきたい市の制度 「介護保険」ってどんなもの？

全国的に高齢化が進む中、本市でも65歳以上が人口の約24%（昨年11月時点）を占めるなど、介護の需要はますます高まっています。今回は「介護が必要になったときに、どうすれば良いかよく分からない」という人に、「介護保険」の仕組みを簡単に説明します。

問 介護保険課 (0798・35・3313)

詳細を掲載したパンフレットは、介護保険課(市役所本庁舎1階)、各支所・サービスセンター、アクタ西宮ステーション、高齢者あんしん窓口 → で配布するほか、市のホームページ(ページ番号:57585346)に掲載



どんな仕組みなの？

介護が必要になった人を社会全体で支える仕組みです

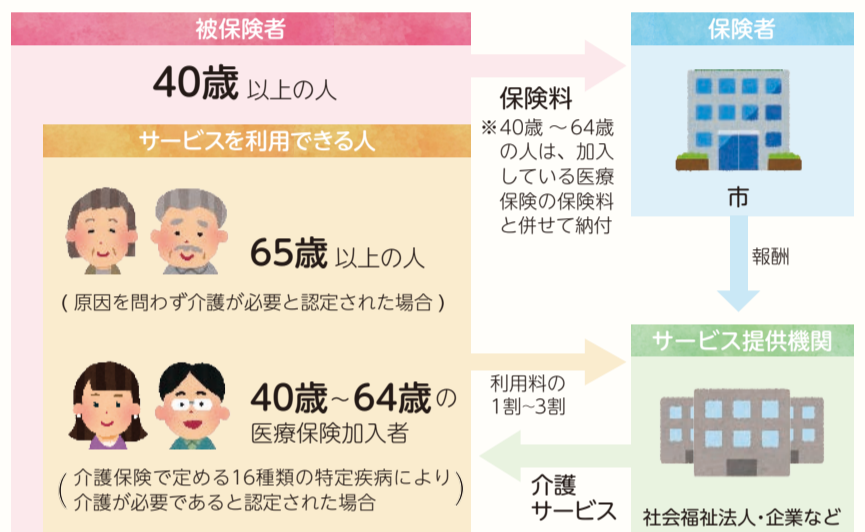
介護保険は、介護が必要になった人を、家族だけでなく社会全体で支え合うためにつくられた制度です。

40歳以上の皆さんが被保険者となって保険料を納め、市が保険者となって制度を運営します。介護が必要になったときは、利用料の1割～3割の自己負担で介護サービスを利用することができます。

! 65歳になった月から、保険料の納付方法等が変わります

65歳になった月以降は、介護保険料は医療保険とは別に市に納付することになり、算定方法も変わります。また、保険料は原則年金からの天引きですが、65歳になってから約半年～1年間は納付書払いの期間があります。

介護保険制度のしくみ

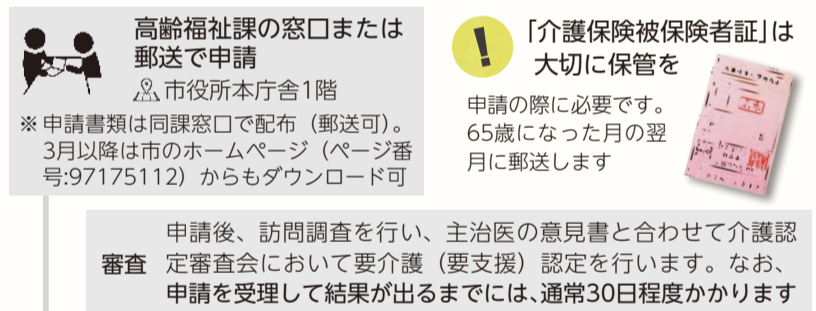


利用にはどんな手続きが必要なの？

まずは要介護認定の申請を

介護保険のサービスを受けるためには、要介護(要支援)認定の申請をして認定を受ける必要があります。手続きについて不明な点は、高齢福祉課(市役所本庁舎1階 ☎0798・35・3133)へお問合せください。

申請から認定までの流れ



どんなサービスがあるの？

訪問・通所介護から手すりの取り付けまで

訪問・通所介護やショートステイから、福祉用具の貸与や住宅環境の整備まで多岐にわたります。ただ、どのサービスを利用できるかは、認定の区分(要支援1・2、要介護1～5)によって異なります。

利用できるサービスの中から何をを選ぶかについては、ケアマネジャー(介護支援専門員)と相談して決めていくことになります。

受けられる主なサービス



介護が必要になったとき、困ったときはお近くの「高齢者あんしん窓口」へ

「西宮市高齢者あんしん窓口(地域包括支援センター)」では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活上のさまざまな相談や支援を行っています。問合せは下記のとおり。

安井 37-1870	高須 44-4505	甲山 71-9904
今津南 32-1702	浜甲子園 42-3530	甲武 54-8883
浜脇 35-2440	上甲子園 38-6031	甲東 57-5280
西宮浜 32-6064	深津 64-0050	塩瀬 0797-63-3320
小松 45-7810	瓦木 68-2702	山口 078-903-0525

※受付時間は月曜～土曜の午前9時～午後5時。市外局番のないものは☎0798

住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を

高齢期になっても、自分らしい生活を継続していただけるよう、介護予防の活動や介護サービスがあります。ご自身やご家族に介護が必要になったときに備え、将来の暮らし方について、考えてみませんか。

介護保険課 四條課長